

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年九月二十九日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第三十一号

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年佐賀県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 基金は、当分の間、第八条に規定する場合のほか、法附則第十四条の二の規定に基づく交付を行うために要する経費の財源に充てる場合には、予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>（処分の特例）</p> <p>2 基金は、当分の間、第八条に規定する場合のほか、法附則第十四条の二の規定に基づく交付を行うために要する経費の財源に充てる場合には、予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成二十年四月一日から施行する。</p>